

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 1 章の章名を削る。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条から第 7 条までに定めるもののほか、法第 78 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

第 2 章の章名及び同章第 1 節の節名を削り、第 4 条を次のように改める。

（記録の保存期間）

第4条 前条の場合において、省令第3条の40第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。

2 前項の規定は、次に掲げる事業等について準用する。

- (1) 夜間対応型訪問介護の事業
- (2) 指定地域密着型通所介護の事業
- (3) 共生型地域密着型通所介護の事業
- (4) 指定療養通所介護の事業
- (5) 指定認知症対応型通所介護の事業
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護の事業
- (7) 指定認知症対応型共同生活介護の事業
- (8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業
- (9) 指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を含む。）
- (10) 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業

第5条、第2章第2節及び第3節、同章第4節の節名並びに第9条から第42条までを削り、第43条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、前条第2項各号に掲げる事業等について準用する。

第43条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

（評価結果の公表及び外部評価の活用）

第6条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、省令第9条第2項に規定する評価の結果を公表しなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

3 前2項の規定は、第4条第2項各号（第1号、第6号、第7号及び第10号を除く。）に掲げる事業等について準用する。

（身体的拘束等の実施に係る報告義務等）

第7条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市長の求めに応じ、省令第73条第6号に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定

の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

3 前2項の規定は、第4条第2項各号（第7号から第10号までに限る。）に掲げる事業等について準用する。

第2章第5節、第3章から第7章まで、第8章の章名、同章第1節の節名及び第151条を削り、第152条を第8条とし、第8章第2節から第5節まで、第9章及び第10章の章名を削る。

第205条に見出しとして「(指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の要件)」を付し、同条を第9条とし、第11章の章名を削り、第206条を第10条とする。

附則第2条の前の見出し及び同条から附則第12条までを削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。